

「高等学校等就学支援金」申請手続について(国の制度)

令和4年7月～令和5年6月分

のご案内は、先日配信したClassiのアンケートで、「申請するので書類を希望する」という選択をされた方にお配りしています。**6月に申請をして審査され、決定されると7月から翌年の6月(高3・中等6は3月)分までの授業料に充当します。**同封の確認票を提出しないと、申請手続きは完了しないのでご注意ください。

1 支給対象者について(所得基準と補助額)

- (1) 保護者等^{※1}が以下の所得基準を満たしていること。
- (2) 令和4年1月1日時点で保護者等^{※1}が海外に赴任していたなどにより、令和4年度の住民税が課されていない世帯

※1 保護者等…親権者(両親の場合2名分)、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人

判定基準額 = 区市町村民税の課税標準額 × 6% - 区市町村民税の調整控除の額^{※2}

※2 住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じます。

年収の目安	判定基準額(所得基準)	就学支援金 授業料補助(年額・上限)
270万円 未満	生活保護世帯 (令和4年1月1日時点)	396,000円
	令和4年度の 「 <u>県民税・市町村民税の所得割額の合算額</u> 」が 0円(非課税) ^{※3}	
590万円 未満	154,500円 未満	
910万円 未満	304,200円 未満	118,800円
910万円 以上	304,200円 以上	支給対象外

↓
あくまでも目安です

※3 住民税が非課税の世帯は、計算式に当てはめる必要はありません。

➡ **こちらの基準で判定します**

確定申告の遅れ等により税額が確定していない場合、所得の審査が行えません。申請の手続きを済ませたうえで、担当者までご連絡をいただき、至急お住まいの区市町村等でお手続きをしてください。

2 申請の手続きについて

同封の提出書類「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助制度)確認票を提出していただきます。次項 **3 確認票の見かたについて** を参考に申請情報登録内容を確認し、ア～キの当てはまる項目にチェックを入れ、提出してください。

確認票の提出のみの方と、e-Shien(国の就学支援金申請システム)での登録が必要な方がいます。

確認票は全員提出していただきますので、6月30日(木)までに同封の返信用封筒にて提出してください。

生活保護受給世帯の場合

確認票に加え、以下の書類が必要です。

▶ **生活保護受給証明書** (令和4(2022)年1月1日時点で生活保護を受けていることがわかる、福祉事務所長等が発行したもの。「支給証」ではありません。)

新たに生活保護受給世帯となった場合には、問い合わせ先までご連絡ください。

3 確認票の見かたについて

直近の申請における「所得確認」の記載内容によって、手続きの方法(手順)が異なります。以下、ご自身の記載事項が当てはまる手順に従って、必要な手続きをしてください。

また、確認票は全員提出していただきますので、締切日までに同封の返信用封筒にて提出してください。今回の申請に必要な課税地は、令和4年1月1日時点で住民登録をしていた区市町村です。

確認票の申請情報登録内容で「所得確認」の記載を確認し、次の●から内容を見て、必要に応じた手続きをしてください。

(※□の記号ア～カは確認票の選択肢にリンクします。)

アイウ

●個人番号 …………… 既に前回申請時、個人番号を登録(提出)済みなので、改めて個人番号を登録する必要はありません。

・ 確認票の申請情報登録内容に変更なし…確認票は□アにチェックをして提出してください。

・ 申請情報登録内容に変更あり

転居等で課税地が変更…………… 変更後の課税地がわかるように修正したうえで、□イにチェックをして確認票を提出してください。

離婚・死別により、親権者が減る…………… 削除する親権者に斜線を入れる等、わかるように修正したうえで、□ウにチェックをして確認票を提出してください。

アイ

●課税証明書 …………… 前回の申請時、課税証明書で審査が行われました。

・ 以前個人番号を登録(提出)したことがある……………個人番号の提出は不要ですが、お名前の余白に[個人番号
ログインID通知書は入っていません] 提出済]と記入し、確認票は当てはまる項目にチェックをして提出してください。

・ 一度も個人番号を登録(提出)したことがない……………e-Shien(国の就学支援金申請システム)での手続きが必要です。同封のID・パスワードを用いて、e-Shien にログインし、[保護者情報変更届出]の手続きをし、個人番号を入力してください。確認票は当てはまる項目にチェックをして、提出してください。([4 e-Shien の手続きについて]参照)

エ

●自己情報 …………… 前回申請時に、自身でマイナンバーカードを用いて税額情報を取得されたため、今回 e-Shien(国の就学支援金申請システム)での手続きが必要です。

・ 同封の ID・パスワードを用いてログインし、[保護者情報変更手続]にて、個人番号を入力してください。([4 e-Shien の手続きについて]参照) このとき自己情報の提出は行わないでください。【重要】
確認票は□エにチェックし、提出してください。

オ

●今回初めて申請をする(確認票に記載がない)

・ 同封の ID・パスワードを用いて、e-Shien にログインしていただき、[意向登録]および[認定申請]の手続きをしてください。([4 e-Shien の手続きについて]参照)

保護者等情報の登録時、収入状況提出方法は必ず「個人番号を入力する」を選んでください。【重要】

確認票は□オにチェックし、表中の内容も記入して提出してください。

力

●海外赴任していた親権者が令和3年1月2日以降に帰国し、日本に住民票を移した

- ・親権者に記載されていない(申請区分が10もしくは11となっている)場合、同封のID・パスワードを用いて、e-Shienにログインしていただき、**保護者情報変更届出**の手続きをしてください。

確認票は力にチェックし、追加する親権者について表中の内容も記入して提出してください。

([4 e-Shienの手続きについて]参照)

- ・親権者に記載されていて、住民税の課税地が「海外に在住していた」となっている場合、令和4年1月1日時点の住所(区市町村)を課税地の変更欄に記入してください。確認票は**イ**にチェックをして提出してください。e-Shienの手続きは必要ありません。

4 e-Shienの手続きについて

個人番号(マイナンバー)を登録したことがない方は、e-Shien(就学支援金のオンライン申請システム<<https://www.e-shien.mext.go.jp/>>)の手続きが必要です。お手元に、個人番号のわかるもの(個人番号カード、通知カード、住民票等)と、同封のログインID・パスワードを用意のうえ、e-Shienへログインしてください。e-Shienログイン後は以下の手続きを参照してください。



e-Shien

意向登録および認定申請について

- 1) **意向登録**から、[確認事項]のすべてにチェックをし、[意向確認]の「高等学校等就学支援金の支給を受けたい～(中略)～個人番号カードの写し等を提出いたします。」を選択してください。
- 2) **入力内容確認**から、表示内容が正しいことを確認し、**本内容で登録する**をクリックすれば、意向登録は完了です。

次に保護者情報を登録します。**続けて受給資格認定申請を行う >**をクリックしてください。

- 3) 受給資格認定の申請をします。**認定申請**をクリックし、順番に進んでください。
 1. [生徒情報]を登録します。表示された情報が間違っていた場合には、正しい情報を入力してください。必須項目はすべて入力してください。
 2. [学校情報]を登録します。
ほとんどの方は、そのまま保護者情報入力に進んでいただいで大丈夫です。過去に国内の高等学校等に在学していたことがある場合は、登録前に学校にお問い合わせください。
 3. [保護者等情報]を登録します。**保護者等情報入力**をクリックし、進んでください。
[◎親権者はいます。]にチェックし、各質問に回答していくと、保護者等情報を入力する画面になりますので、必須項目を入力してください。

* 収入状況提出方法では、**[◎個人番号を入力する]**を選択します。**【重要】**

あらかじめお手元にご用意いただいた個人番号を、ここで入力してください。([個人番号カードを使用して課税情報を提出する]や[システム外で個人番号カードの写し等を提出する]を選ぶと申請できませんので注意してください。)

* 課税地は令和4年1月1日時点で保護者が住民登録をしている区市町村です。ここが異なっている場合、県で税額の照会をする際にエラーとなってしまいますのでご注意ください。保護者等が海外にいて、[日本国以内に住所を有していない]にチェックをする場合、課税地の入力不要です。また、生年月日を誤入力された場合も同様に税額照会が不可となりますので、ご注意ください。

4. すべての保護者等情報を登録したら、**入力内容確認**をクリックし、内容確認をします。

[確認事項]のすべてにチェックを入れ、**本内容で申請する**をクリックしてください。

受付番号が発行されたことを確認し、認定申請の登録(高等学校等就学支援金のオンライン申請)は完了です。

保護者情報変更届出 について

- 1) 保護者情報変更届出から、表示される生徒情報が正しいことを確認し、保護者情報入力に進んでください。
- 2) 保護者情報の変更で、追加・削除の有無を選択すると収入状況の確認が必要な方を選択できます。変更がない場合はそのまま、追加の場合は必要な人数を選び、保護者等の追加を選択。案内に従って、保護者等の個人情報を入力してください。
 - * 収入状況提出方法では、**【● 個人番号を入力する】**を選択します。【重要】
あらかじめお手元にご用意いただいた個人番号を、ここで入力してください。（[個人番号カードを使用して課税情報を提出する] や [システム外で個人番号カードの写し等を提出する] を選ぶと申請できませんので注意してください。）
 - * 課税地は令和4年1月1日時点で保護者が住民登録をしている区市町村です。ここが異なっている場合、県で税額の照会をする際にエラーとなってしまいますのでご注意ください。
保護者等が海外にいて、[日本国以内に住所を有していない] にチェックをする場合、課税地の入力は不要です。また、生年月日を誤入力された場合も同様に税額照会が不可となりますので、ご注意ください。
- 3) 入力内容に間違いがないことを確認し、本内容で申請するに進むと申請完了で、受付番号が表示されます。
以上で保護者情報変更届出の手続きは完了です。

5 その他

① 支給時期・方法について

今回の申請で「高等学校等就学支援金」の支給対象になった方は、校納金引き落としの際に減額して引き落とし、または校納金の引き落とし口座へお振り込みします。

認定された方には決定通知書をお送りしますので、詳細をご確認ください。

また、今回の申請で認定されなかった方には不認定通知をお送りいたします。

② 課税証明書の提出について

神奈川県において各都道府県自治体（市区町村）に税額照会を行った結果が照会不可であった場合、後日、（非）課税証明書の提出を求める場合があります。なお、令和3年7月以降分の申請から、「市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」は提出書類として使用できなくなりました。

③ 神奈川県学費補助金について

神奈川県にお住まいの方へは、別途「神奈川県「学費補助金」について」のお知らせおよび申請書を同封してあります。神奈川県在住にもかかわらず、封入されていなかった場合は至急1ページ目にある問い合わせ先までご連絡ください。

④ 提出期限について

6月30日(木) 必着

同封の返信用封筒で、提出場所へ持参または郵送してください。（提出場所：1ページ参照）
昨今の情勢から、保護者が持参することはなるべくお控えください。

提出場所（就学支援金・学費軽減補助金共通）

- ・生徒が持参する場合
A棟購買 または A棟事務室
E棟事務室
F棟事務室
- ・保護者が持参する場合
A棟（高校校舎）事務室

郵送先・問い合わせ先

〒225-8502 横浜市青葉区鉄町 1614

桐蔭学園高等学校 A棟事務

就学支援金担当 宛

電話番号 045-971-1411(代)

事務室・購買部受付時間 月～金 8:00～16:30
土 8:00～14:00